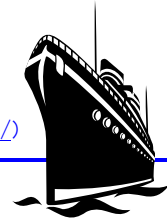


## MSI Marine News

トピックス

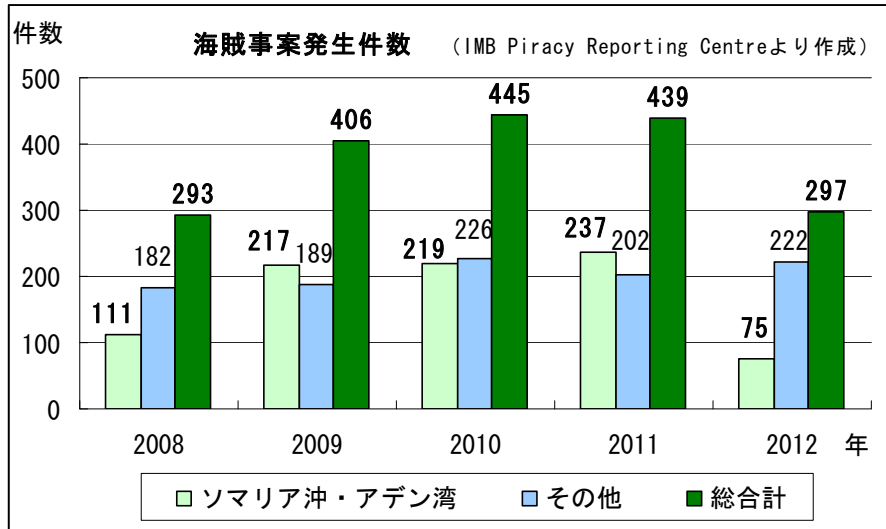
海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。 ([http://www.ms-ins.com/marine\\_navi/](http://www.ms-ins.com/marine_navi/))

## 「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(仮称)」について

海上輸送における海賊被害の防止策として、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(仮称)」が今年4月上旬に国会に提出される予定であることが2月に発表されました。本稿では、海賊問題の現状と、当該法案の概要と意義についてご紹介します。

## 1. 世界の海賊被害の動向

3年連続で400件を超えていた世界の年間海賊事案発生件数は、右図のとおり2012年には297件と大幅な減少を見せました。海域ごとに見ると、ソマリア沖・アデン湾では237件から75件と大幅に発生件数が減少しており、これが全世界の海賊事案発生件数の減少に寄与したことがわかります。このソマリア沖・アデン湾の海賊活動減少には、各国政府が海軍等の



武力をもって同海域を積極的に警護したことが大きく影響したと考えられます。一方でその他の地域では件数が増加傾向にあり、海賊は警備の強化された海域を避け、より活動範囲を広げていると言われています。

## 2. 日本籍船が抱える問題

航行船舶ごとの海賊対策としては、国際海運会議所(International Chamber of Shipping)などの海運関連団体から、「Best Management Practices 4(BMP4)」というガイドラインが案内されています(BMP4の詳細は、MSI Marine News 2011年9/21号をご参照ください)。BMP4では、海賊の侵入防止・撃退のための各種防衛策が紹介されていますが、その中でも有効とされる防衛手段が民間武装警備員の利用です。しかしながら、日本籍船の船上では日本の国内法が適用されるため、銃刀法の規制により船舶防衛手段として民間武装警備員を乗船させることができません。

## 3. 特別措置法案の概要

この問題について日本船主協会は政府に規制緩和の要望を出していましたが、今般国土交通省から、4月に予定される国会において日本籍船への民間武装警備員の乗船を可能とする特別措置法案が提出されることとなりました。同省発表の要旨によると、本法案の目的は海賊行為が多発している海域において、「国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないもの」の輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保することです。

当然ながら、船上への武装警備員配置を行うためには条件があり、船舶の所有者は事前に国土交通大臣に警備計画の申請を行う必要があります。申請内容が上記の目的に沿っていることや、警備事業者および警備人が「一定の要件」を満たしていることを前提に武装警備員配置が認定され、海賊の船舶内への侵入を制止するために小銃の使用等の措置が可能となる、とされています。本法案は現時点で国会提出前であり、正式な詳細発表が待たれています。充足すべき「一定の要件」の詳細や本邦の警備会社が武装を認定されるのか、どの程度利用が進むかなど、今後の動向が注目されます。

以上

## &lt;参考文献&gt;

国土交通省HP(第183回国会(常会)提出予定法律案関係): <http://www.mlit.go.jp/common/000987450.pdf>

日本船主協会: <http://www.jsanet.or.jp/>

IMB Piracy Report Centre: <http://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre>